

# コンプライアンス宣言

～信頼される職員を目指して～

私たち島尻消防職員は、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、社会規範、倫理、ルール、マナーを遵守するとともに、地域住民の生命・財産を災害から保護するという消防行政の使命に関する業務を適切かつ効率的に遂行することを優先に、公正・誠実に職務を遂行することによって、消防行政に対する構成市・町の住民の皆さんの信頼に応えていくことを誓います。

## コンプライアンス行動指針に向けて

私たち地方公務員は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

私たちも日々消防業務にまい進しているところですが、そのためには、構成市・町の住民の方々からの信頼が不可欠であることは言うまでもありません。

その信頼を得るためには、常日頃からの仕事ぶりはもちろんのこと、勤務外においても地方公務員としてふさわしい言動、姿勢が求められます。しかしながら、現実では、地方公務員の不祥事がしばしばマスコミ等で報道されています。たった一人の職員の行為が組織全体への不信を招き、その体質や管理責任が問われることにもなります。

こうした中、当消防組合への信頼を根幹から揺るがすいくつかの不祥事問題が、令和元年の11月から12月にかけて、相次いで新聞報道により取り上げられました。そのことにより、当消防に対する構成市・町の住民や関係機関からの信頼を大きく失うことになりました。また、職員にとっても大きな衝撃と無念の思いを抱かせるものでした。

こうした状況を踏まえ、島尻消防組合は、消防組織内における不祥事を防止するため、令和2年3月25日「島尻消防組合不祥事に係る第三者委員会」に対し、不祥事に係る原因究明と防止の方策等について諮問し、これを受けて第三者委員会では、不祥事の原因究明と不祥事防止への取り組み、及び不祥事を起こさない体制づくりについて審議検討を重ね、令和3年4月28日に答申が行われ、その調査報告書が提出されました。報告書の内容は私たちにとって大変厳しいものとなっておりますが、不祥事の再発防止に向けた提言等も示されております。

島尻消防組合では、第三者委員会からの答申に沿い、再発防止に向けた島尻消防職員のコンプライアンス行動指針を策定しました。消防職員が法令・規範を遵守すべき全体の奉仕者として一様に襟を正し、「不祥事を起こさない」「許さない」「見逃さない」という強い決意を一人ひとりが持ち、業務や行動に当たり、住民に信頼される職員であるためには何を意識し、どのように行動すべきか、常日頃からこの行動指針を確認し自己を見つめ直すための指標として活用してください。

一度失った地域住民からの信頼は一朝一夕に回復することはできません。また、特効薬也没有ありません。ある意味、この行動指針に示された対策もごく当たり前のことかも知れません。しかし、時間はかかっても当たり前のことを正確に、一つひとつ積み重ねていくことしか信頼回復の道はありません。構成市・町の住民及び関係機関からの信頼回復のため、不祥事の再発防止に向けて、職員が相互に信頼し高め合える職場風土を、今から全職員挙げて作っていきましょう。

島尻消防組合 消防長 屋比久 学